

第3章

計画の内容

基本目標 1 人権尊重と男女共同参画への意識改革

基本方向(1) 男女共同参画への理解の促進

すべての市民が互いに人権を尊重し合い、責任を分かち合い、性別^{*19}にかかわらず、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現は、だれもが生きやすい社会をつくることにほかなりません。その実現に向けて、「女だから、男だから」と性別によって役割を固定して、行動や選択を制限する意識や性差に対する偏見の解消、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成などが大きな課題となっています。

また、根強く残る固定的な性別役割分担意識は、女性の社会参画を阻害するだけでなく、男性の生き方の選択肢を狭める一因にもなります。その解消に向けては、社会全体の問題としてとらえるとともに、個々の理解を深め、意識を改革することが重要な課題となっています。

男女共同参画への理解を促すための教育、学習、広報、啓発は、他の全ての施策の根幹となる基盤的な施策です。性別にとらわれない生き方や、あらゆる分野への男女共同参画の必要性について認識を深めるため、様々な機会や場所での教育、学習、広報、啓発を通じて、一人ひとりの気づきと学びを継続的に支援する施策を進めます。また、効果的に理解を促進するために、子どもから高齢者に至る幅広い層の特性を踏まえ、親しみやすく、わかりやすい啓発に努めます。

施策の推進にあたっては、人権尊重の観点から、性的マイノリティ^{*20}であることを理由として、困難な状況に置かれている人がいる状況に留意し、性の多様性への理解促進に努めます。

取り組み概要

- 男女共同参画の意義を周知し、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。
- 男女共同参画の裾野を広げるため、男性の意識改革に向けた男女共同参画の意義についての広報や啓発を行います。
- 国際社会の男女共同参画に関する動きや多様な文化について、理解促進に向けた施策を推進します。
- 性の多様性への理解促進に向けた施策を推進します。
- NPO、市民団体、PTA、事業者との連携を図り、多方面から施策を推進します。
- 推進のための拠点施設である男女共生フロア・ウィルの機能の充実に努めます。

^{*19} 本計画で使用する「性別」は、多様な性を包含した意味で使用する。

^{*20} 性のあり方の少数者(マイノリティ)。同性愛、両性愛、性別違和などの人を含む総称。lesbian(レズビアン):女性の同性愛者、gay(ゲイ):男性の同性愛者、bisexual(バイセクシュアル):両性愛者、transgender(トランスジェンダー):体の性と心の性の不一致の人、これらの頭文字を取ってLGBTとも称される。

基本方向(2) 子どもの頃からの男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現が、一人ひとりにとって、より身近な問題として認識されるとともに、男女共同参画の裾野を広げるためには、次の時代を担う子どもたちへの働きかけが最も重要であり、効果的な取り組みであるといえます。

また、子どもたちが、人権尊重の観点から、男女共同参画への理解を深めることは、個性と能力を発揮しながら、健やかに成長するために欠かせないことであるとともに、人権を尊重する市民社会の形成にもつながることです。互いの違いを認め合い、将来にわたって豊かな人間関係を築き、自らの人生において、多様な選択を可能にする能力や、主体的に進路を選択する力を身につけることは、人生の可能性を広げることにほかなりません。

次代に向けた地道な取り組みとして、男女がともに対等な存在であるという意識の形成に向けた教育や啓発を、柔軟な感性を持つ子どもの頃から、発達段階に応じて進めます。また、人権尊重及び男女共同参画への理解を促進することによって、子どもが、自分も他者も尊重する姿勢を持ちながら、将来を見通した自己形成ができるように施策を進めます。

施策の推進に向けて、家庭、保育及び教育現場などで、子どもと日常的に接する大人の意識醸成にも努めます。

取り組み概要

- 保育所(園)等、幼稚園、小学校、中学校などにおいて、人権尊重を基盤とする男女平等観の形成に向けた保育、教育、学習を推進します。
- 家庭、保育所(園)等、学校園、地域の連携のもと、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、個性を伸ばす施策を推進します。
- 学校において、管理職に占める女性の割合を上昇させるなど、学校運営における方針決定の場への女性参画を促進します。
- 保育及び教育現場において、教材や玩具などを男女共同参画の視点から点検し、改善に努めます。
- 男女平等観の形成に向けた保育、教育、学習を推進するため、保育士や教職員に対する研修に取り組みます。
- 男女共同参画の視点に立った家庭教育及び学習を推進するため、保護者に対する意識醸成を図ります。

基本方向(3) 男女共同参画の視点に立ったメディア・リテラシー^{*21}の向上

テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネットなどのメディアから発信される情報には、固定的な性別役割分担意識を助長するものや、暴力の賞賛、女性や子どもを性的ないしは暴力行為の対象としてとらえた表現、性的マイノリティの人権への配慮を欠いた表現が少なくありません。また、日常の場で何気なく使用している言葉やイラストなどが、型にはまった思い込みや、差別につながる偏見を深める表現となっている場合もあります。これらは人権侵害を助長するとともに、男女共同参画社会の実現を大きく阻害するものです。

様々な形態のメディアを介し、多くの情報があふれている社会において、情報を無意識に受け取るのではなく、主体的に情報を収集し、受け取った情報に対する判断力を養うとともに、適切に発信する力を身につけることができるよう、メディア・リテラシーの向上に向けた施策を進めます。

取り組み概要

- メディア・リテラシーの向上に向けて、講座などを開催するとともに、学校教育においても施策を推進します。
- 広報や出版物などの市の情報発信において、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女共同参画の視点に立った、ふさわしい表現を推進します。

^{*21} メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアから情報を収集し活用する能力、メディアを通じコミュニケーションを行う能力の3つを構成要素とする複合的な能力。

基本目標2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶

本計画の基本目標2を、DV防止法第2条の3第3項に基づく、当該市町村における配偶者^{*22}からの暴力^{*23}の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（市町村基本計画）として位置付けます。

基本方向（1）男女共同参画を阻害する暴力を許さない社会づくり

DV、性犯罪、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントなど、性別による差別に基づく暴力は、年齢、国籍の違い、障害の有無などを問わず、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるとともに、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題です。

DVの被害者は多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等実現の妨げとなっています。児童ポルノや児童買春などを含め、子どもに対する性的な暴力は、その心身の成長に甚大な悪影響を及ぼすおそれがあり、子どもの人権に対する重大な侵害です。

また、インターネットの普及をはじめとするメディアの多様化により、女性や子どもを、性的あるいは暴力行為の対象としてとらえた表現が氾濫しています。近年は、性的な画像などを本人の同意なく、インターネット上に公表する行為により、被害者が大きな精神的苦痛を受ける、いわゆる「リベンジポルノ」^{*24}などの新たな形態の被害が発生しています。

男女共同参画社会の実現を阻むあらゆる暴力の根絶に向けて、一人ひとりの理解を深めるとともに、人権意識を高めることを目指し、様々な機会をとらえて防止啓発を進めます。また、DV防止法をはじめとする関係法令について、近年の改正内容を含めて周知徹底に努め、暴力を容認しない社会づくりを進めます。

^{*22} DV防止法に規定する「配偶者」には、事実婚を含む。また、配偶者からの暴力を受けたあとに離婚（事実婚であった者が、事実上離婚したと同様の状態を含む。）をし、引き続き暴力等を受けた者、生活の本拠を共にする交際相手や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を受けたあとに関係を解消し、引き続き暴力を受けた元交際相手も含まれる。

^{*23} DV防止法に規定する「配偶者からの暴力」は、「殴る」「蹴る」などの身体的暴力だけでなく、「人格を否定するような暴言を吐く」「何を言っても無視する」「交友関係を細かく監視する」などの精神的暴力や、「生活費を渡さない」などの経済的暴力、「性行為を強要する」「避妊に協力しない」などの性的暴力も含まれる。ただし、保護命令の申立ては、身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみが対象となる。

^{*24} 離婚した元配偶者や別れた元交際相手から拒否されたことへの報復として、相手が公開するつもりのない私的な写真や映像などの性的画像を、無断でインターネットなどによって不特定多数に配布、公開する嫌がらせ行為及びその画像。

●DVなどの防止啓発

- DVなどの性別による差別に基づく暴力を身近な問題として考え、暴力を許さない社会づくりに向けた意識醸成を図るため、市民への啓発に努めます。
- DV防止法などの関係法令について、周知に努めます。
- 被害者の発見において役割が期待される、医療及び保健関係者への周知に努めます。
- 被害者の子どもが適切な配慮を受けられるよう、保育及び教育関係者への周知に努めます。

●子どもに対する性的な暴力の防止啓発

- 児童ポルノや児童買春などを含め、子どもに対する性的な暴力の防止啓発に取り組みます。
- 児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）の周知に努めます。
- 子どもたちの自尊感情を育むとともに、被害にあった場合には、一人で抱え込まず相談できるよう、教育や啓発に取り組みます。

●職場や学校におけるハラスメントの防止啓発

- 職場におけるセクシュアルハラスメントなどに対する認識と理解を深めるため、事業者などに対する啓発に取り組みます。
- 学校におけるセクシュアルハラスメントなどに対する認識と理解を深めるため、教職員に対する啓発に取り組みます。
- セクシュアルハラスメント対策などについて、事業者の対応策の確立に向けた支援を行います。

基本方向（2）暴力の予防に向けた子どもの頃からの啓発の推進

男女共同参画を阻害する暴力を根絶するためには、暴力を許さない社会風土を醸成するための基盤づくりが必要となります。そのためには、次の時代を担う子どもたちへの働きかけが、最も重要です。暴力の加害者と被害者を生まないために、男女がともに対等な存在であるという意識の形成や、暴力を伴わない人間関係の構築に向けた啓発を進める必要があります。

児童虐待との関連では、DVが子どもに与える心理的影響として、「家庭内で、最終的な決着が強者から弱者への暴力でもたらされることをつねに目撃している子どもが、問題解決は暴力でなされると認識するのは不思議ではない」^{※25}との指摘もあり、暴力の予防にむけて、子どもの発達段階に応じた適切な働きかけが必要です。

自分も他者も大切に、暴力によらず問題を解決する方法を身につける姿勢を育むため、人権

※25『子ども虐待対応の手引き』平成25年8月改正版 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

尊重の観点から男女平等の理念に基づき、暴力の予防に向けた教育、学習、啓発を推進します。

施策の推進に向けて、家庭、保育及び教育現場などで、子どもと日常的に接する大人の意識醸成にも努めます。

取り組み概要

- 保育所（園）等、幼稚園、小学校、中学校などにおいて、暴力を伴わない人間関係の作り方や問題解決の方法を学ぶ保育、教育、学習を推進します。
- 家庭、保育所（園）等、学校園、地域の連携のもと、暴力を許さない地域社会の形成に努めます。
- 中学校、高校、大学などとの連携を図り、若い世代に向けたデートDVの防止啓発に取り組みます。
- 暴力を容認しない社会の形成に向けた保育、教育、学習を推進するため、保育士や教職員に対する研修に取り組みます。
- 暴力を容認しない社会の形成に向けた家庭教育及び学習を推進するため、保護者に対する意識醸成を図ります。

基本方向（3）被害者支援体制の充実

人権を侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害するDVなどの暴力被害について、性別、年齢、障害の有無などを問わず、また日本語でのコミュニケーションが取りにくい外国人住民等も含めて、安心して相談できる体制づくりを進めます。子ども、高齢者、障害者、外国人などはそれぞれ異なる背景や事情を有していることから、これらの被害者の支援にあたっては、暴力の形態や被害者の属性に応じて十分な配慮を行い、関係機関において、役割分担と連携をしながら、きめ細かく対応するよう努めます。

DV被害者支援については、DV防止法に基づく専門相談窓口である、枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」を中心に、被害者の人権の尊重と安全の確保を最優先して取り組むとともに、被害者が相談しやすい体制づくりを通じて、被害の潜在化の防止に努めます。

DVには、経済的な問題、同伴児童の問題、被害者の心身の状態など、複合的な事情が含まれることが多いため、単一機関のみで援助を完結することは困難です。DVは、被害者のみならず、その子どもにも重大な影響を与えることに配慮する必要があります。児童虐待防止法では、直接子どもに対して向けられた行為ではなくても、子どもの前で配偶者に対する暴力が行われることなど、子どもに著しい心理的外傷を与えるものであれば、児童虐待に含まれることが明示されています。

また、被害者が高齢者の場合は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）に基づき、高齢者虐待にも該当する場合があります。同様に、被害者が障害者の場合は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）に基づき、障害者虐待にも該当する場合がありますなど、被害者が安心して相談で

きる体制づくりには、関係機関の連携が必須の条件となります。

DV被害者支援体制の充実に向けて、関係機関が互いの立場と機能を十分に理解した上で、問題に対する共通認識を持ち、自らの役割を果たしながら緊密に連携を図るため、関係機関のネットワークの構築を推進します。また、被害者の置かれた状況に応じて、相談から緊急対応、法的手続きの支援、自立支援まで、途切れのない被害者支援体制の充実を図ります。

被害を潜在化させず、適切な支援につなげていくためにも、様々な機会をとらえて、相談窓口の周知を進めます。

取り組み概要

●安心して相談できる体制の充実

- 被害者が安心して相談でき、必要な支援を受けられるよう、関係機関の相互連携のためのネットワークの強化を図ります。
- 性別、年齢、障害の有無などにかかわらず、安心して相談できる体制を整備します。
- 日本語でのコミュニケーションが取りにくい外国人住民等が安心して利用できる相談体制を整備します。
- 被害にあった子どもが、安心して相談できる体制を整備します。
- 二次加害^{*26}を防止し適切な支援を行うため、関係機関の職員に対して、被害者支援研修を実施します。

●緊急かつ安全な保護の実施

- 警察署をはじめとする関係機関との連携強化を図り、緊急時の被害者の安全確保に努めます。

●自立への支援の充実

- 被害者が早期に生活を再建できるよう、関係機関との連携を図り、自立支援及び心理的支援に取り組みます。また、生活再建後も、暴力被害による心身への影響に配慮した支援に努めます。
- 子どもがいる被害者の支援にあたっては、子どもの人権にも配慮した支援に取り組みます。
- 被害者及びその関係者に関する情報については、被害者保護の観点から、適正かつ厳重な取扱いを徹底します。

●被害者支援のための連携強化

- 関係機関やNPOなどと、適切な役割分担のもと、相互の連携を強化します。
- 児童虐待防止、高齢者虐待防止、障害者虐待防止に関する施策の担当部署と、役割分担と連携を行い、相互の社会資源を活用しながら被害者支援の推進を図ります。

^{*26} DVなどの暴力により、心身ともに傷ついた被害者を、相談や保護等の過程において、暴力被害の特性や被害者の置かれた立場を理解しない関係機関職員などが不適切な発言でさらに傷つけること。

基本目標3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり

本計画の基本目標3を、女性活躍推進法第6条第2項に基づく、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（市町村推進計画）として位置付けます。

基本方向（1）子育てと介護への支援

年々、共働き世帯は増加し、平成9（1997）年以降は、共働き世帯が、男性雇用者と無業の妻から成るいわゆる「片働き世帯」を上回っています^{*27}。また、高齢化が進む中で、多くの核家族においては、介護の負担が重くなっており、とりわけ、地域との接点が少なく、家事や介護に不慣れな男性介護者における不安が高くなっています。

今日では、仕事と、子育てや介護との両立は、男女に共通した課題となっており、男女共同参画社会の実現に向けては、だれもが人生の各段階に応じて、仕事、家庭生活、地域社会、個人の自己啓発などの活動について、自らが希望するバランスで実現できることが重要です。

男女がともに働き続け、安心して家事、育児、介護などの家庭的責任を担い、地域社会にも参加しながら主体的に生活することができるよう、子育てや介護への支援に取り組みます。

取り組み概要

- 低年齢児保育、延長保育、一時預かりなどの保育サービスの推進を図ります。
- 留守家庭児童会室事業の充実を図ります。
- 新生児訪問や乳児のいる全家庭を訪問する事業などを通して、出産直後の育児不安の解消やニーズに合った子育て支援に努めます。
- 地域における子育て支援体制の充実を図ります。
- 妊娠期から、出産や育児に関する情報提供を行い、当事者同士の交流を図るなど支援を行います。
- 子育て家庭への経済的な負担軽減を図るため、子育てに対する経済的支援を行います。
- 介護負担を軽減するための支援を推進します。

基本方向（2）就業、起業、再就業への支援

仕事と生活のあり方を主体的に選ぶためには、性別にかかわらず、働きたい人が、その能力を十分に発揮できる社会づくりが極めて重要です。しかし、男性を含めて非正規労働者の割合が上昇する中、結婚や出産などにより離職を余儀なくされる女性の就業は厳しさを増しています。豊かで活力ある社会の実現に向けて、女性が自らの意思によって職業生活を営むとき、又は営もうとする

^{*27}『平成27年版男女共同参画白書』 内閣府 平成27(2015)年6月（総務庁 労働力調査特別調査／総務省 労働力調査）

ときに、その個性と活力が十分に発揮されるよう、いわゆる「M字カーブ」^{※28}問題の解消などに向けた施策を進めます。

就業支援とともに、いったん仕事を辞めた女性であっても、あらためて再チャレンジし、能力を最大限に発揮することが可能となるよう、再就業に向けた相談体制を整備するとともに、学び直しのための講座情報の提供など、関係機関と連携して、再就業を支援するための情報提供などに努めます。

また、柔軟な働き方の実現と雇用創出につながる起業に向けた情報提供や相談などの支援に取り組みます。

取り組み概要

- 職業能力開発の支援、相談、情報提供体制の整備を推進します。
- 女性活躍推進法の周知に努めます。

基本方向（3）雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保

雇用の場において、安定した生活基盤を築いていくことができるように、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、性別にかかわらず、能力を発揮することができる雇用環境づくりに向けた啓発を進めるとともに、パートタイム労働など、非正規労働者の処遇改善や労働条件の整備などが促進されるよう、多様な働き方が選択できる社会の実現に向けた啓発に取り組めます。

また、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなど、女性の活躍を阻害するあらゆるハラスメントの根絶が重要です。とりわけ、妊娠、出産、育児休業取得などを理由とする解雇や退職の強要などの不利益な取扱いは、非正規雇用の場合を含め、男女雇用機会均等法や育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）に違反するものとして、決してあってはならないものです。女性の尊厳を著しく傷つけるのみならず、解雇や退職強要など女性に就業を断念させるような、いわゆる「マタニティハラスメント」^{※29}の防止に向けた啓発を進めます。

取り組み概要

- 男女雇用機会均等法の周知に努めます。
- パートタイム労働など、非正規労働者の処遇や労働条件などに関する法令の周知に努めます。
- 妊娠、出産後も女性が仕事を続けられる職場づくりに向けて、マタニティハラスメントの防止と啓発に努めます。

^{※28} 日本人女性の年齢階級別の労働力率（15歳以上の人口に占める求職中の人も含めた働く人の割合）をグラフで表すと、20歳代でピークに達し、その後、30歳代の出産、育児期に落ち込み、子育てが一段落した40歳代で再上昇し、アルファベットの「M」のかたちに似た曲線を描く傾向が見られることをいう。

^{※29} 妊娠、出産、育休などを理由とする、解雇、雇止め、降格などの不利益な取扱いのことをいう。

基本方向(4) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)への理解の促進

一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期や中高年期といった人生の各段階に応じて、多様な生き方を選択できる社会の実現に向けて、すべての人における、ワーク・ライフ・バランスは欠かせません。

一方、長時間労働は、男女ともに家事、育児、介護などへの参画を困難にするものであり、女性の活躍の大きな障壁となるだけでなく、男性の生活の豊かさを奪うものでもあります。働きたい人が、育児や介護などと仕事の二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができる職場づくりのためには、長時間労働の抑制や、生産性を向上させる効率的な働き方への転換を図ることが必要です。

健康を維持し、趣味、学習、ボランティア活動、地域社会への参画などを通じた自己実現を可能にするとともに、男女が協力し合いながら育児や介護を行い、だれもが主体的な生き方を選択できる豊かな社会の実現に向けて、ワーク・ライフ・バランスの実現への理解を促進するため、啓発を進めます。

取り組み概要

- 事業者、労働者などに対し、育児・介護休業制度の周知と利用促進に向けた啓発を行い、働き続けやすい職場環境づくりを促進します。
- 性別にかかわらず、労働者が仕事と家庭や地域活動を両立させ、豊かな生活を送ることができるよう、働き方の見直しによる長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、各種休暇制度の充実、子育てや介護との両立に向けた制度の定着促進、非正規労働者の待遇改善など、事業者に対し、働きやすい職場環境づくりのための啓発を推進します。

基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

基本方向(1)生涯を通じた男女の健康保持と増進への支援

男女が互いの身体的性差を十分に理解し、互いに尊重し合い生きていくことは、男女共同参画社会の実現にあたっての前提となるものです。だれもが、心身ともに健康で安心して暮らすことができるよう、男女の性差に応じ、一人ひとりの健康を生涯にわたり包括的に支援するとともに、自らの健康について正しい知識や情報を入手し、主体的に行動できるよう、施策を進めます。

女性は生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することがあり、そのことに、男女とも留意する必要があります。特に、妊娠、出産期は女性の健康支援にとっての大きな節目であり、妊娠、出産から子育て期までの切れ目のない支援を推進します。

また、女性の人権尊重の観点から、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)^{※30}への理解の促進に努めます。リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは、すべての女性が、妊娠、出産について、自ら意思決定を行う権利を有するだけでなく、妊娠、出産、育児によって不利益を被ることなく、反対に、妊娠、出産を経験しないことによって社会的に偏見を持たれたり、不利益を被ったりすることもない権利を意味します。

男性については、女性より肥満者の割合が高いことに加え、喫煙や飲酒をする人の割合が高くなっているため、健康被害の防止に留意する必要があります。また、不安や悩みを相談する相手がいなく^{※31}、精神面で孤立しがちです。平成26(2014)年の大阪府内における自殺者1386人のうち、男性が62.8%を占め、女性の約1.7倍となっています^{※32}。男性に対する心のケアを含めて、生涯を通じた健康保持に関する施策を進めます。

取り組み概要

- 生涯を通じた健康の保持増進のための普及啓発や健康教育、健康相談、健康診査などを推進します。
- 妊娠、出産、性感染症の予防などに関する、正しい知識や情報提供を行います。
- 出産後の心身ともに不安定な時期に、母親と赤ちゃんの健康を守るための支援に取り組みます。
- リプロダクティブ・ヘルス/ライツへの理解の促進に努めるとともに、性と生殖について女性が自己決定する力を養うことができるよう、啓発に取り組みます。
- 自殺予防の観点から、相談やメンタルヘルスに関する啓発に取り組みます。

※30 平成6(1994)年に開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っている。中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠や出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題など生涯を通じて性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

※31 『平成26年版厚生労働白書』 厚生労働省 平成26(2014)年8月 (厚生労働省政策統括官付政策評価官室委託 健康意識に関する調査)

※32 警察庁及び大阪府警本部統計

基本方向(2)ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等では、仕事、家事、育児を一人で担う必要があることから、経済的、身体的、精神的な負担が大きくなりがちです。特に、経済面において、ひとり親家庭等を取り巻く状況は厳しいものとなっており、このことは、子どもの貧困問題に直接関わることです。

経済面、生活面など多岐にわたって困難を抱えがちな、ひとり親家庭等への支援に取り組み、生活の安定と向上、子どもの健やかな育ちを支えるとともに、個人の自由な選択や多様な家族形態が尊重され安心して暮らせる社会づくりを目指します。そのために、世帯や子どもの実情に応じた支援に向けた施策を進め、生活支援のための相談体制及び情報提供の充実を図ります。

また、結婚や離婚、婚姻歴の有無などに対する固定的な価値観や先入観からの偏見や差別により、ひとり親家庭等が、生きづらかったり、地域で孤立したり、人権が侵害されたりすることがないように、ひとり親家庭等に対する、あらゆる差別や偏見の解消に向けた啓発に取り組みます。

取り組み概要

- 母子・父子自立支援員による生活や制度についての相談や情報提供を行います。
- ひとり親が子育てをしながら安心して働けるように、子育て支援、生活支援、就業支援の推進とともに、働きやすい職場づくりのための環境整備に取り組みます。
- ひとり親家庭等の生活の安定と向上のために、経済的負担を軽減できるよう支援します。
- ひとり親の交流や情報交換の場づくりに取り組みます。

基本方向(3)高齢者、障害者、外国人住民等への支援

一人ひとりが尊厳を持って生きていくことができるまちづくりのためには、様々な状況に置かれている人々が社会の中で自立し、安心して暮らせる環境整備を進めることが必要です。高齢者や障害者が、個々の心身の状態や生活状況に応じて、住み慣れた地域で生きがいを持ち、元気で自分らしい生活をいつまでも送ることができるよう、一人ひとりの尊厳保持、人権尊重に留意した支援に取り組むとともに、介護者の負担軽減を図るために、施策を進めます。

また、日本語でのコミュニケーションが取りにくい外国人住民等は、暮らしに関する必要な情報を得にくい状況にあるため、地域社会で孤立しがちです。生活に必要な情報を、わかりやすい形で提供するように努めます。

高齢者、障害者、外国人住民等にかかわらず、だれもが安心して暮らせる地域社会づくりを進めるとともに、それらの中で、女性においては、さらに固定的な性別役割分担などによって、困難な状況におかれやすい傾向にあることに配慮して施策を進めます。

取り組み概要

- 住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう、一人ひとりのニーズに配慮したサービスを提供し、自立を支援します。
- 障害者虐待防止、高齢者虐待防止のための啓発を進めます。
- 市民サービス情報の外国語への翻訳や、医療通訳士の派遣など、外国人住民等への支援を行います。

基本方向(4) 男女共同参画の視点に立った防災など地域活動の推進

少子高齢化、人口減少の進行や人々のライフスタイルが多様化する中、地域を取り巻く環境は急速に変わってきています。こうした変化は今後一層進むことが見込まれており、防災、防犯、福祉、環境保全など、様々な地域活動において、男女共同参画の視点に立ち、取り組むことが重要です。

特に、防災については、阪神・淡路大震災などこれまでの災害において、女性、子ども、子育て中の家族、高齢者、障害者などの視点が十分に反映されず、それぞれのニーズに配慮した避難所運営ができていないことが問題となりました。性別、年齢、障害の有無など、様々な立場によって影響は異なることから、社会的要因による災害時の困難を最小限にする施策が重要です。

東日本大震災以降、防災への関心が一段と高まり、男女共同参画の視点を、防災や減災に取り入れることの重要性が認識されています。国の中央防災会議では、防災基本計画の見直しを行い、避難所の運営に女性の参画を推進し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営に努めること、仮設住宅の運営管理に女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮することなど、具体的な内容が盛り込まれました。

一方、平成26(2014)年4月1日現在、市区町村防災会議の女性委員の割合は7.1%と低く、女性委員のいない市区町村防災会議は同会議総数の31.9%にのぼります^{*33}。枚方市防災会議の女性委員の割合も、平成27(2015)年4月1日時点で、10.0%にとどまっています。地方防災会議の女性委員の割合が低い理由として、委員の職指定(いわゆる「充て職」)があること、指定される職(組織の長)に女性が少ない中では女性が就任しにくいこと、委員候補となる人材や人材の情報の不足があることが挙げられています^{*34}、この問題を含め、防災の様々な分野で、女性の参画を進めていくことが必要です。

女性と男性では災害から受ける影響に違いが生じることに配慮し、男女共同参画の視点から、事前の備え、避難所運営、被害者支援などを実施し、地域の防災力を向上させるため、これまで男性が中心となっていた防災分野について、女性の参画の推進に努めます。

だれもが安心して暮らせるまちづくりのために、多様なニーズや意見に配慮した防災体制の確立をはじめとする、地域力の強化に向けた施策を進めます。

^{*33} 『平成27年版男女共同参画白書』 内閣府 平成27(2015)年6月 (内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況(平成26年度))

^{*34} 『女性・地域住民からみた防災施策のあり方に関する調査報告』 全国知事会男女共同参画特別委員会・災害対策特別委員会 平成20(2008)年12月

取り組み概要

- 防災に関する政策及び方針決定過程における、女性の参画を推進します。
- 災害に関する各種対応マニュアルなどについて、男女共同参画の視点を踏まえ作成します。
- 避難所運営においては、男女双方の参画を推進するとともに、性別によるニーズの違いに配慮した環境整備に努めます。
- 防災知識の普及啓発や防災訓練においては、男女双方の視点を十分に取り入れた内容となるよう、工夫します。
- 地域のボランティアやNPOなどによる活動を通じて、地域活動への男女共同参画の推進に取り組みます。

基本目標5 男女共同参画を推進する体制の整備

基本方向(1) 政策及び方針決定過程における男女共同参画の推進

だれもが住みやすいまちづくりを進めていくためには、男女がともに、固定的な性別役割分担にとらわれることなく参画することが求められます。政策及び方針決定過程への女性の参画の促進については、男女共同参画の現状を示す重要な指標であることから、市の審議会等委員や管理職への女性の参画拡大を図ります。また、促進に向けては、人材情報を広く収集するとともに、職員研修を充実させるなど、人材の育成に取り組みます。

取り組み概要

- 市の審議会等の委員に占める女性委員数の比率については、全体比率ではなく、審議会ごとに目標を35.0%以上とし、すべての審議会等で、どちらかの性に偏ることのない構成を達成できるように取り組みます。
- 市職員の採用については、これまでと同様、性別によることなく能力実証に基づき行うとともに、男女別構成のバランスを図るため、さらなる職域の拡大、研修などの必要な支援を行うことにより、能力開発に積極的に取り組みます。
- 市や教育機関等の管理職における女性割合の上昇のため、登用拡大に積極的に取り組みます。

基本方向(2) 男女共同参画の視点に立った施策展開

男女共同参画社会の実現に向けて、本市の基本的な考え方や方向性を定めた、枚方市男女共同参画推進条例に基づく計画に沿って、施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

また、施策の策定や実施にあたっては、男女共同参画の視点に立ち、固定的な性別役割分担意識にとらわれることのないよう留意するとともに、性別による不公平が生じないようにします。

取り組み概要

- 枚方市男女共同参画計画の具体的な取り組みを定めた、枚方市男女共同参画計画アクションプログラムを策定し、計画の適切な進行管理を行うとともに、進捗状況を公表し、男女共同参画の視点に立った施策を着実に推進します。
- 施策の策定にあたって、男女共同参画の視点から点検します。
- 施策の実施にあたって、男女共同参画の視点に立った企画、運用を行います。

基本方向（３）関係機関や市民団体等との連携強化

男女共同参画を推進する施策の実施にあたっては、国、大阪府、教育に関わる者、事業者、NPO、市民団体、市民と相互に連携を図り、協力し合いながら進めます。

取り組み概要

- 男女共同参画を推進するための施策を効果的に展開するため、関係機関等との連携を図りながら取り組みを進めます。

基本方向（４）意見等の申出及び人権侵害相談体制の充実

男女共同参画推進条例に基づく、男女共同参画に関わる施策への意見等の申出制度や、性別を理由とする人権侵害等の相談においては、制度の周知を図るとともに、関係機関との連携のもと体制の充実に取り組みます。

取り組み概要

- 安心して申出や相談ができる環境の整備に向けて、制度の周知を図るとともに、相談体制の充実に取り組みます

第3次枚方市男女共同参画計画指標

本計画を実効性のあるものとするため、基本目標ごとに取り組みの進捗を測る指標を設定し、目指す方向を示します。具体的な取り組みについては、別途、アクションプログラムにおいて定め、施策を展開します。

基本目標1 人権尊重と男女共同参画への意識改革

指標	指標の説明	目指す方向	策定時の値
男女の平等感	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般社会全体で男女が平等であると思う人の割合	増加	女性8.7%・男性21.7% (平成26(2014)年度)
固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般「男は仕事、女は家庭」という考えに「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人の割合	増加	女性56.0%・男性45.6% (平成26(2014)年度)
	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般「子どもが小さいうちは、母親は仕事をしないで、子どもの世話をしたほうがよい」という考えに「同感しない」又は「どちらかといえば同感しない」人の割合	増加	女性23.9%・男性18.9% (平成26(2014)年度)
	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生料理、掃除、洗濯などの家事を「男の人と女の人が協力してするのがよい」と考える人の割合	増加	<小学生> 女子59.6%・男子50.8% <中学生> 女子63.9%・男子54.3% <高校生> 女子78.9%・男子57.5% <大学生> 女性86.2%・男性64.8% (平成26(2014)年度)

指 標	指 標 の 説 明	目指す方向	策 定 時 の 値
固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生 子どもが小さいときの子育てを「男の人と女の人が協力してするのがよい」と考える人の割合	増加	<小学生> 女子63.2%・男子56.1% <中学生> 女子72.2%・男子61.5% <高校生> 女子83.1%・男子66.5% <大学生> 女性87.2%・男性73.6% (平成26(2014)年度)
	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生 お金を稼ぐ仕事を「男の人と女の人が協力してするのがよい」と考える人の割合	増加	<小学生> 女子47.1%・男子35.2% <中学生> 女子54.6%・男子32.7% <高校生> 女子66.5%・男子37.2% <大学生> 女性73.4%・男性40.8% (平成26(2014)年度)
「男女共同参画社会」の認知度	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 「男女共同参画社会」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合	増加	女性54.3%・男性69.3% (平成26(2014)年度)
「女子差別撤廃条約」の認知度	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 「女子差別撤廃条約」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合	増加	女性42.3%・男性50.7% (平成26(2014)年度)

基本目標2 男女共同参画を阻害する暴力の根絶

指 標	指 標 の 説 明	目指す方向	策 定 時 の 値
DVに対し誤った認識をしている人の割合	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 「暴力を受けている人は逃げようと思えば、いつでも逃げ出せるはず」と考える人の割合	減少	女性16.1%・男性22.3% (平成26(2014)年度)

指 標	指 標 の 説 明	目指す方向	策 定 時 の 値
DVに対し誤った認識をしている人の割合	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般「暴力をふるわれた人にも、何らかの原因があるので、暴力をふるう人を一方的には責められない」と考える人の割合	減少	女性10.8%・男性19.2% (平成26(2014)年度)
DVを正しく理解している人の割合	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般夫婦間における「なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたり、ひきずりまわしたりする」行為を「どんな場合でも暴力にあたると思う」人の割合	増加	女性92.0%・男性88.7% (平成26(2014)年度)
	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般夫婦間における「大声でどなったり、なぐるふりをして相手を脅したりする」行為を「どんな場合でも暴力にあたると思う」人の割合	増加	女性68.9%・男性53.8% (平成26(2014)年度)
デートDVに対する認識	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生男女交際について「相手がいやがっているのに無理やりキスしたり、体をさわったりする」行為を「へんだと思う」人の割合	増加	<中学生> 女子95.4%・男子94.2% <高校生> 女子96.4%・男子91.4% (平成26(2014)年度)
	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生男女交際について「友人とのつきあいをいやがったり、禁止したりする」行為を「へんだと思う」人の割合	増加	<中学生> 女子89.7%・男子83.2% <高校生> 女子92.9%・男子87.2% (平成26(2014)年度)
「デートDV」の認知度	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生「デートDV」という言葉を「知っている」又は「聞いたことがある」人の割合	増加	<中学生> 女子32.0%・男子19.8% <高校生> 女子89.0%・男子77.1% <大学生> 女性75.5%・男性64.8% (平成26(2014)年度)

指 標	指 標 の 説 明	目指す方向	策 定 時 の 値
過去1年間に配偶者からの暴力を経験した人の割合	<p>■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 過去1年間に配偶者から身体的暴力、精神的暴力、性的暴力のいずれかを受けたことがある人の割合</p> <p>※別居中の配偶者、元配偶者（離別、死別した相手）も含む</p>	減少	<p>●身体的暴力 女性12.0%・男性9.0%</p> <p>●精神的暴力 女性17.1%・男性12.7%</p> <p>●性的暴力 女性9.7%・男性3.9% (平成26(2014)年度)</p>
交際相手からの暴力を経験した人の割合	<p>■男女共同参画に関する市民アンケート調査・学生 身体的暴力、精神的暴力、性的暴力のいずれかを受けたことがある人の割合</p>	減少	<p>●身体的暴力 ＜高校生＞ 女子3.3%・男子7.6% ＜大学生＞ 女性15.4%・男性13.4%</p> <p>●精神的暴力 ＜高校生＞ 女子8.2%・男子8.2% ＜大学生＞ 女性23.1%・男性16.5%</p> <p>●性的暴力 ＜高校生＞ 女子7.5%・男子3.0% ＜大学生＞ 女性12.8%・男性13.4% (平成26(2014)年度)</p>
DV相談窓口の周知度	<p>■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 DV被害を受けたときの相談窓口をひとつも知らない人の割合</p>	減少	女性5.7%・男性5.4% (平成26(2014)年度)
枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」の周知度	<p>■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 「枚方市配偶者暴力相談支援センター「ひらかたDV相談室」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合</p>	増加	女性34.2%・男性20.0% (平成26(2014)年度)
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)の認知度	<p>■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」という言葉を「見たり聞いたりしたことがある」人の割合</p>	増加	女性87.7%・男性88.2% (平成26(2014)年度)

基本目標3 仕事と生活のあり方をさまざまに選択できる社会づくり

指 標	指 標 の 説 明	目指す方向	策 定 時 の 値
安心して子育てできる環境が整っているか	◆市民意識調査 枚方市は安心して子育てできる環境が整っていると感じている人の割合	増加	37.9% (平成27(2015)年度)
保育所等利用待機児童数	国の定義による保育所等の利用待機児童数 (4月1日現在)	減少	36人 (平成27(2015)年度)
留守家庭児童会室待機児童数	留守家庭児童会入室の待機児童数 (前年度1月末現在)	減少	0人 (平成27(2015)年度)
介護保険施設等の施設数	特別養護老人ホームなど介護保険施設等の施設数	増加	80施設 (平成26(2014)年度)
育児休業を取得した男性職員数	市役所における育児休業を取得した男性職員数(累計)	増加	12人 (平成26(2014)年度)
ワーク・ライフ・バランスの認知度	■男女共同参画に関する市民アンケート調査・一般「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を「見た」り聞いたりしたことがある」人の割合	増加	女性40.4%・男性45.1% (平成26(2014)年度)

基本目標4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

指 標	指 標 の 説 明	目指す方向	策 定 時 の 値
安心して妊娠、出産できる環境が整っているか	◆市民意識調査 枚方市は安心して妊娠、出産できる環境が整っていると感じている人の割合	増加	37.3% (平成27(2015)年度)
乳がん、子宮頸がん検診受診率	乳がん検診対象者：40歳以上の女性(2年に1回の受診) 子宮頸がん検診対象者：20歳以上の女性	増加	●乳がん 17.2% ●子宮頸がん 23.1% (平成26(2014)年度)
妊娠11週以下での妊娠の届出率	妊娠11週以下での妊娠の届出数/全届出数	増加	95.2% (平成26(2014)年度)
特定健康診査受診率	高齢者の医療の確保に関する法律に定める特定健康診査の受診者/対象者(国民健康保険に加入する40歳以上75歳未満の者)	増加	32.5% (平成26(2014)年度)
こころの病気に関する相談窓口の周知度	◆市民意識調査 こころの病気に関する相談窓口を知っている人の割合	増加	23.7% (平成27(2015)年度)
ひとり親家庭の自立支援に関する給付金受給者のうち就職した人数	ひとり親家庭を対象とした自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金の受給者のうち就職した人数 (累計)	増加	自立支援教育訓練給付金 1人 高等職業訓練促進給付金 12人 (平成26(2014)年度)
枚方市防災会議の女性委員の割合	枚方市防災会議の委員に占める女性の割合	増加	7.5% (平成26(2014)年度)

基本目標5 男女共同参画を推進する体制の整備

指 標	指 標 の 説 明	目指す方向	策 定 時 の 値
管理職に占める女性の割合	市役所における女性管理職／全管理職 (4月1日現在)	増加	21.7% (平成27(2015)年度)
審議会等への女性委員登用率	市役所における女性委員比率が35.0% を達成している審議会等／全審議会等	増加	50.0% (平成26(2014)年度)

■男女共同参画に関する市民アンケート調査（一般）の実査概要

項目	内容
調査期間	平成26(2014)年11月15日～11月30日
調査方法	郵送による配布、回収
調査対象	枚方市内在住の満20歳以上の男女2,000人
対象者区分(年齢)	20歳代・30歳代・40歳代・50歳代・60歳以上(5区分)
回答者数	833人
回収率	41.7%

■男女共同参画に関する市民アンケート調査（学生）の実査概要

項目	対象	小学生	中学生	高校生	大学生
調査期間		平成26(2014)年11月13日～12月11日			
調査方法		学校を通じた調査票の配布、回収			
調査対象		市立小学校に通う 小学5年生	市立中学校に通う 中学2年生	市内の高校に通う 学生	市内の大学に通う 学生
標本数		492人	415人	604人	220人

■市民意識調査の実査概要

項目	内容
調査期間	平成27(2015)年11月2日～11月16日
調査方法	郵送による配布、回収
調査対象	枚方市内在住の満20歳以上の男女2,500人
対象者区分(年齢)	20歳代・30歳代・40歳代・50歳代・60歳代・70歳代・80歳以上(7区分)
回答者数	1,361人
回収率	54.4%